

詳細 / 滋賀県地域防災計画 新旧対照表のとおり
 修正の概要(4 その他の修正)

(風水害等対策編)

NO. 1

頁	項目	修正要旨
10	第1章 総則 第3節 地勢と気象	<p>市町合併に伴い、名称の表記修正を行う。</p> <p>年平均気温分布図、年降水量分布図、平均最深積雪分布図および彦根における平均風速等にかかる統計数値表の統計期間について、期間延伸に伴い、時点修正を行う。</p> <p>なだれの表記について、字句の修正を行う。</p>
19	第2章 災害予防計画 第1節 水害予防計画	<p>河川対策および水災防止対策の現況について、河川改修事業等にかかる指定の変更に伴い、統計数値の変更等の時点修正を行う。</p>
24	第2節 土砂災害予防計画	<p>地すべり対策、土石流対策、急傾斜地の崩壊対策、治山対策および造林対策の現況について、統計数値の変更等に伴い、時点修正を行う。</p> <p>地すべり対策の現況および事業計画について、事業の完了および新規事業の着手に伴い、表記の修正を行う。</p>
34	第5節 気象等観測業務計画	<p>観測業務の現況について、観測箇所数の変更に伴い、統計数値の変更等の時点修正を行う。</p>
41	第8節 建造物災害予防計画	<p>市街地再開発事業計画の現況および事業計画について、事業の完了および新規事業の着手等に伴い、表記の修正を行う。</p>
46	第10節 電力、ガス施設災害予防計画	<p>市町合併に伴い、名称の表記修正を行う。</p>
51	第11節 鉄道施設災害予防計画	<p>民有鉄道施設災害予防計画の現況について、踏切箇所等に関する統計数値の変更等に伴い、時点修正を行う。</p>

修正の概要(4 その他の修正)

(風水害等対策編)

NO. 2

頁	項目	修正要旨
61	第3章 災害応急対策計画 第1節 防災組織整備計画	<p>市町合併に伴い、名称の表記修正を行う。</p> <p>動員計画について、放送事業者と災害対策基本法第57条に基づく放送要請に関する協定を締結したことに伴い、通常の伝達方法によりがたい場合の伝達要請について、名称の追記修正を行う。</p>
68	第2節 情報計画	<p>災害情報通信計画および災害広報計画について、放送事業者と災害対策基本法第57条に基づく放送要請に関する協定を締結したことに伴い、名称の追記修正を行う。</p> <p>気象予警報の伝達について、FAXによる伝達を音声伝達に改めたことから、伝達経路の表記の修正を行う。</p> <p>市町合併に伴い、名称の表記修正を行う。</p>
121	第6節 交通輸送計画	<p>道路交通対策計画の交通規制の区分について、高速道路事業者等の道路管理者による規制が明示されていなかったため、名称の追記修正を行う。</p>
144	第13節 相互協力計画	<p>本節においては、協力に関して協議が整った事項等を年次毎に加筆してきたため、協定等の増加に伴い煩雑な表記となっていた。協定等を締結しているものについては本編に網羅するとともに、個別に関する事項については参考編を参照することとし、本節全般について表記を見直し修正を行う。</p>
160	第17節 災害警備計画	<p>警備本部の編成および任務分担について、滋賀県警察災害警備計画の見直しに伴い、表記の修正を行う。</p>
	第4章 災害復旧計画	<p>修正事項なし</p>

修正の概要(4 その他の修正)

(震災対策編)

NO. 1

頁	項目	修正要旨
11	第1編 総則 第4節 各機関の実施責任と 処理すべき業務の大綱	指定公共機関および指定地方公共機関の組織改編等に 伴う名称の修正を行う。
17	第5節 滋賀県の地勢と地震	市町合併に伴う名称の修正を行う。
43 以降	第7節 地震調査研究推進本 部の長期評価	標記長期評価の改訂、修正等に伴う所要の修正を行うと ともに、市町合併に伴う名称の修正を行う。
96	第8節 東南海・南海地震防災 対策推進地域	中央防災会議における指定基準の見直しおよび市町合 併に伴う修正を行う。
113	第2編 災害予防計画 第4節 都市の防災構造化と 建物等の安全化	指定文化財の件数等について時点修正を行う。
123	第7節 通信・放送施設の安全 化	市町合併に伴い県防災行政通信システム回線系統図の 修正を行う。
128	第9節 鉄道施設の安全化	西日本旅客鉄道株式会社の地震計の増設に伴う修正を行 う。
129		京阪電気鉄道株式会社の地震警報盤の新機種導入等に伴 う修正を行う。
138	第13節 土砂災害・地盤災害 の防止	地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓 流について、それぞれ数および面積の時点修正を行う。
142	第14節 情報通信体制の整備	ヘリポートの指定箇所数について時点修正を行う。
147	第16節 救助・救急、緊急医療 体制の充実	基幹災害医療センターおよび地域災害医療センターに指 定された病院について時点修正を行う。
167	第26節 自主防災組織の整備	自主防災組織育成に係る県自治振興交付金事業の改正に 伴う修正および自主防災組織の組織率の時点修正を行う。

修正の概要(4 その他の修正)

(震災対策編)

NO. 2

頁	項目	修正要旨
179	第3編 災害応急対策計画 第1節 災害応急対策の活動体制	市町合併に伴い、地方本部の区域の名称について修正を行う。
188	第3節 相互協力計画	放送事業者と災害対策基本法第57条に基づく放送要請に関する協定を締結したことに伴い、名称の追記を行う。
192		民間との協力に関して、協定等を締結したものを年次ごとに加筆、修正してきたが、本編の表記に統一性を欠くため、見直しを行う。
224	第7節 情報連絡計画	平成22年の出水期から気象台の予警報の発表区分が市町単位となったことやインターネット、テレビ等の速報により速やかに情報の把握が可能であることから、県の市町への地震情報の伝達は、気象情報の伝達と同様、音声一斉通報のみとする情報伝達経路図の修正を行う。
234	第9節 警備計画	警備本部の編成および任務分担について、滋賀県警察災害警備計画の見直しに伴い、表記の修正を行う。
246	第12節 鉄道施設応急対策計画	京阪電気鉄道株式会社の組織名称変更に伴う修正を行う。

修正の概要(4 その他の修正)

(事故災害対策編)

NO. 1

頁	項目	修正要旨
2	第1章 総則 第4節 本県の地勢等の状況	数値の時点修正。
6,8	第2章 湖上災害対策計画 ＜本県の現状＞ 第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡	数値の時点修正。 組織名の変更に伴う修正および連絡先の修正。
19	第3章 航空機災害対策計画 ＜本県の現状＞ 第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡	連絡先の修正。
28	第4章 鉄道災害対策計画 ＜本県の現状＞ 第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡	数値の時点修正。 組織名の変更に伴う修正および連絡先の修正。
39	第5章 道路災害対策計画 ＜本県の現状＞ 第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡	数値の時点修正。 連絡先の修正。
50	第6章 危険物等災害対策計画 ＜本県の現状＞ 第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡	数値の時点修正。 連絡先の修正。
64	第7章 毒物劇物災害対策計画 ＜本県の現状＞ 第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡	数値の時点修正。 連絡先の追加および連絡先の修正。
75	第8章 大規模な火事災害対策計画 第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡	連絡先の修正。

修正の概要(4 その他の修正)

(事故対策編)

NO. 2

頁	項 目	修 正 要 旨
86	第9章 林野火災対策計画 < 本県の現状 > 第1節 災害予防対策 第3 防火意識の高揚 第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡	数値の時点修正。 数値の時点修正。 連絡先の追加および修正。
13,2 5,36 ,47, 60,7 1,83 ,93	各章 第2節 災害応急対策 第5 医療救護活動	表現の明確化。

修正の概要(4 その他の修正)

(原子力災害対策編)

NO. 1

頁	項 目	修 正 要 旨
2	第1章 総則 第4節 計画の基礎とするべき災害の想定等 第1 滋賀県の地域特性等	市町合併に伴う修正。
9	第5節 防災対策を実施すべき地域	市町合併に伴う修正。